

新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金等まとめ

2020年
5月18日時点

このチラシは簡易版です。詳細については
必ず担当窓口にお問合せの上、ご利用ください

相談	経営についての相談全般	→	融資、助成金・給付金、小規模事業者持続化補助金等、経営全般のお困りごと	豊田商工会議所 中小企業相談所 ☎0565-32-4593 (上郷、高岡、猿投、松平各支所)	
	豊田市 事業者支援相談センター	→	①主な相談内容 雇用調整助成金、中小・小規模事業者向け給付金、セーフティ保証の認定及び 信用保証料補助、豊田市独自の支援策に関する事など。 ②相談受付時間 AM9:00~PM5:00(土日祝日は☎のみ)	事業者支援相談センター 豊田市役所東庁舎7階 ☎0565-34-6058	
事業継続	資金繰りのため、 融資を受けたい	→	融資 愛知県新型コロナウイルス 感染症対応資金 新型コロナウイルス 感染症対策緊急小口つなぎ資金 セーフティ保証4号・5号・危機関連保証のいずれかの認定を取得※1 民間金融機関における実質無利子(3年間)・無担保融資(要件有)※2 緊急小口つなぎ資金は運転資金500万円・融資期間2年以内	愛知県信用保証協会 ☎0120-454-754 (または、お取引のある金融機関)	
		→	融資 無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付) 新型コロナウイルスの影響で売上高前年同月比▲5%超 当初3年間金利0.9%引下げ + 特別利子補給制度(要件有)※3	日本政策金融公庫 岡崎支店 ☎0564-24-1711 (または、商工会議所、商工会)	
		→	融資 新型コロナウイルス対策マル経融資 (新型コロナウイルス感染衛経融資) 新型コロナウイルスの影響で売上高前年同月比▲5%超の小規模事業者 通常のマル経とは別枠1000万円 当初3年間金利0.9%引下げ + 特別利子補給制度(要件有)※3 衛経は、生活衛生同業組合などの組合員のみ	豊田商工会議所 ☎0565-32-4593 (藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武各商工会)	
	税・社会保険・公共料金の 支払いが困難	→	猶予 新型コロナウイルスの影響で事業が縮小(要件有)した場合、 国税・地方税・社会保険料・公共料金等の猶予、軽減が受けられる制度があります。 詳細は、税務署、市役所、年金事務所、対応事業者(電気・ガス)にお尋ねください。	名古屋国税局 ☎0120-380-769	
	コロナの影響で 売上が半減(減少)した	→	給付 持続化給付金 2020年1~12月の単月売上が前年同月比▲50%超で 現金給付(上限:中小法人等200万円、個人事業100万円)。 ■前年総売上 - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	持続化給付金事業コールセンター ☎0570-015-078(相談) ☎0570-077-866(予約)	
		→	給付 豊田市中心小企業者等支援金 ・県の休業協力要請などに伴う協力金を受給しておらず、かつ令和2年4月または 5月の売上額が前年同月比で25%以上減少した中小企業者、個人事業主などに対し、 1事業者あたり10万円を給付(要件有)(補正予算対応)	豊田市(事業者支援相談センター) ☎0565-34-6058	
休業補償	事業主都合で 従業員に休業してもらう	→	助成 雇用調整助成金 (コロナ特例) 労働者を休業させ、労基法の基準を超える 休業手当金を支払った場合に手当の一部を助成 上限:8,330円(1人1日) 助成率は、条件によって変動します。	ハローワーク豊田 企業支援部門 ☎0565-31-1400 (部門コード31#)	
	子どものいる 従業員のために	→	助成 小学校等臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向) 小学校等の休校で休職する労働者に年次有給休暇とは別途、 有給の休暇を取得させた事業者。(R2.2.27~6.30の間の休職) 賃金相当額の10/10、上限:8,330円(1人1日)	厚生労働省 相談コールセンター ☎0120-60-3999	
	子どものいる フリーランスのために	→	助成 小学校等臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (委託を受けて仕事をするかた向) 小学校等の休校で、契約した仕事ができなくなっている保護者の方。 (R2.2.27~6.30の間の休業) 就業不能の日、1日あたり4,100円(定額)	厚生労働省 相談コールセンター ☎0120-60-3999	
	愛知県の休業要請に 基づく休業等	→	給付 愛知県・豊田市 新型コロナウイルス感染症対策協力金 理美容業界に対する休業協力金 ・県の休業協力要請に全面的にご協力いただいた中小企業や小規模事業者 などに対し、1事業者あたり50万円を給付(要件有) ・自主的に休業した理美容事業者に対し、1事業者あたり、県から10万円、 市から10万円(補正予算対応)を給付(要件有)	豊田市(事業者支援相談センター) ☎0565-34-6058	

※1 セーフティ保証の認定
セーフティ保証4号 売上前年同月及び同3か月間比▲20%以上
セーフティ保証5号 売上前年同月及び同3か月間比▲5%以上
危機関連保証 売上前年同月及び同3か月間比▲15%以上
上記認定書の申請先は豊田市産業部商業観光課へ ☎0565-34-6642

※2 民間金融機関における実質無利子・無担保融資
【融資上限】3,000万円以内
【補助期間】保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
対応要件を満たせば既往債務の借換可能

	売上前年同月比 ▲5%超	売上前年同月比 ▲15%超
小規模個人事業主	保証料ゼロ・金利ゼロ	保証料ゼロ・金利ゼロ
小・中規模事業者	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

※3 特別利子補給制度(実質無利子)
①小規模個人事業主:要件なし
②小規模法人事業者:売上高▲15%
③中小企業者:売上高▲20%
【融資上限】3,000万円以内【期間】借り入れ後当初3年間